

令和 4 年度業務実績報告書

【第 4 期中期目標期間】平成 3 0 年度～令和 4 年度

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 3 1 日



独立行政法人空港周辺整備機構

<第4期中期目標 政策体系における法人の位置づけ及び役割>

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こした。国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に周辺の市街化が著しく、騒音区域における航空機騒音障害の緩和や生活環境の改善に資するための計画的な地区整備を促進する必要が認められたことから、周辺整備空港として指定された。

騒防法により、指定された福岡空港の騒音区域を管轄する福岡県知事は「福岡空港周辺整備計画」を策定し、当該計画の実施主体として、政府・自治体からの出資金により福岡空港周辺整備機構が設立された。その後、特殊法人等改革の一環として平成15年10月1日に、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）として新たに発足し、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施している。上記事業の実施にあたっては、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた。このように、地元住民等に寄り添いながら、丁寧な対応を長年にわたり実施してきたことから、機構は、上記事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、地元自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。

一方、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において、機構の講ずべき措置として、「福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方法で検討する」とされ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て完了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。以下「実施方針」という。）」において、機構は、環境対策事業を機構の廃止が予定されている滑走路増設事業の完了から4年後に運営権者へ移管するまでは引き続き実施するとともに、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。また、機構の業務及び組織については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施するものとする。

<中期計画の前文>

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施してきた。

一方、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定める。

<令和4年度計画の前文>

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を定める。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
 - (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化・・・・・・・・ 3 1
3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・ 3 3
 - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 3 7
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 3 8
 - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 適切な内部統制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
 - (2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進・・・・・・・・・・・・ 4 6
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・・・・・ 5 0
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・ 6 0
 - (5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 6 3



(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。

※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施
（平成 28 年度実績 全施設月 1 回の点検実施）
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上
（平成 28 年度実績 一部貸借人と面談）

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。

（指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施）

（指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上）

【年度計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設（1 施設）について、貸借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。

ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、大型施設以外の施設についても計画的に修繕を行っていくなど維持管理を適切に実施する。

ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設貸借人と情報交換や面談を行うなどにより、経営状況の把握に努める。

（指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施）

（指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上）



当該年度における取組

■年度計画（1）イ

＜老朽化施設の保全＞

取組内容	成果、効果
○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設については、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進めている。	○ これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも応じてきたところであり、令和3年度、弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、賃借人側の事情により立退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続していく。

■年度計画（1）ロ

＜騒音斉合施設の維持管理＞

取組内容	成果、効果
○ 新たな「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。	○ 騒音斉合施設の資産価値維持のため、修繕計画に基づいた計画的修繕が実施できた。 ・大型施設2件 ホームセンター （防火シャッター改修、防水改修） また、予防保全（照明設備交換）を行ったことで、資産の維持管理が適切に図られた。
○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を実施した。 なお、定期巡回時は、外観の目視点検だけでなく、賃借人と面談することで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 また、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を徹底した。	○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができ、その取り組みが確実に実施されたことで、緊急修繕が実施されるなど適切な維持管理が図られた。 ・大型施設4件 ホームセンター （駐車場修繕、駐車場陥没補修、フラッシュバルブ交換、排煙塔屋根塗装） ・大型施設以外6件 運送業（污水管修繕） 運送業（照明設備修繕、コンセント設備修繕、シャッタースラット取替） 運送業（屋根防水修繕） 温浴施設業（駐車場現状回復）



当該年度における取組

【指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施】

（令和 5 年 3 月末現在）

年度	保有施設	指標	実績	達成率
令和 4 年度	30 件	全施設月 1 回の点検実施（年 12 回）	- 全施設月 1 回の点検実施 12 回 - 台風の通過後等の緊急点検実施 1 回	100%

<騒音斉合施設の修繕状況>

（件）

施設規模	施設数	計画	臨時	計
大型施設（大井地区）	3	2	4	6
大型施設以外	27	0	6	6
計	30	2	10	12

（注）「計画」：改修計画に基づくもの、「臨時」：計画以外のもの



当該年度における取組

■ 年度計画（1）ハ

<事業健全性の確保>

取組内容	成果、効果
○ 経営状況の悪化等による再開発事業への影響等に鑑み、全賃借人 28 者と面談を実施するとともに、第三者の調査機関等からの情報収集を行い、賃借人の経営状況を把握するための調査を行った。	○ 賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。 また、大井その 2（商業施設）賃借人から ・ 営業時間 ・ 駐車場管理方式 について、変更申し出がなされ、大家として事業継続性確保の観点も踏まえ、店子の要望を地元町内会長や関係団体に対し説明を迅速に行い、滞りなく了承を得ることができた。これにより事業が円滑に継続され、かつ、関係者間とも良好な関係を構築することができた。
○ 昨年からの撤退の意向を示していた事業者（温泉施設業）の撤退に際し、相手方と綿密な調整を重ね、賃料回収も含め適切に手続きを進めた。	○ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円満に手続きを進めることができた。
○ 支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、滞りなく納入期限内の賃料回収を行った。	○ 定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。



当該年度における取組

【指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

(令和5年3月末現在)

年度	貸借人	指標	実績	達成率
令和4年度	28者	全貸借人との面談等 年1回以上	経営状況確認や施設修繕等に係る面談等 28者（延べ46回）	100%

＜再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況＞

○ 令和4年度末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は84.7%であり、安定した収支の確保につながった。

年 度	保有施設	うち	事業収入（A）		業務支出（B）		経費率
		空き施設 （年度末現在）		回収率	業務支出	借入金償還等支出	（B／A）
平成 30 年度	34 件	0 件	606, 152, 688 円	100%	506, 270, 394 円	78, 699, 838 円	96. 5%
令和元年度	33 件	1 件	606, 895, 188 円	100%	479, 303, 643 円	78, 044, 360 円	91. 8%
令和 2 年度	31 件	0 件	613, 317, 378 円	100%	526, 549, 112 円	42, 331, 116 円	92. 8%
令和 3 年度	31 件	0 件	615, 449, 988 円	100%	561, 558, 038 円	3, 456, 000 円	91. 8%
令和 4 年度	30 件	0 件	615, 449, 988 円	100%	517, 648, 187 円	3, 456, 000 円	84. 7%

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く）
・業務支出：固有事業勘定のすべて



(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内
（平成 28 年度実績 60 日）

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）

【年度計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。

ロ 必要に応じて事業パンフレット、ホームページ等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。

ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) イ

＜国及び関係自治体との連携＞

取組内容	成果、効果
○ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、関係自治体の担当者を対象に、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。 その他、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。 ＜福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議＞ ・開催日：4月22日（金） ・開催場所：空港周辺整備機構 会議室 ・議題：令和3年度事業報告、令和4年度事業計画、情報共有等 ○ 「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」で議論・検討された新たな制度（更新工事④）について、連絡協議会幹事会において共有を行った。	○ 年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ロ
＜事業制度の周知＞

取組内容	成果、効果
事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。 ○ これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえたうえで、更に効果的な周知を行うため令和 5 年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4 年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施した。なお、実際のポスティングについては、申請期間を考慮し、5 年度の申請開始時期を想定している。 また、感染症対策も踏まえた広報活動の一環として、昨年に引き続き、大井地区等へのマスクケースの配布も実施した。 ○ 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。 ○ 福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。 ・福岡市博多区 4 回(5 月・7 月・11 月・2 月号) 東区 2 回(11 月・3 月号) ・大野城市 3 回(5 月・11 月・2 月号) ○ 過去に防音工事を実施した事業対象者(229 軒)に対し、更新の機会を逃さないよう案内(空調機器更新工事のご案内)を郵送した。 ・更新工事①(更新工事の対象となる住宅) 167 軒 ・更新工事②(更新工事实施後に次の更新工事を行っていない住宅) 62 軒 ○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談等の問合せ件数は 1126 件で、そのうち苦情は 35 件だったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。 なお、電話対応にあたってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し対応力の向上に努めている。	○ 対象地域を絞ることで、より対象者の目に触れやすくなるなど効果的な広報手法と考えている。また、マスクケースなどに QR コードも記載することによって、機構への情報アクセスが容易になり、住宅防音事業のサイトへのアクセス数が 2 割程度増加し、対象者目線に立った広報手法を図ることができた。 ○ 関係自治体窓口及び福岡市共同利用会館においてパンフレットを配布、また福岡市共同利用会館ではチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。 ○ 広報誌を見た住民からの問合せは 19 件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があつた。 ○ 案内の郵送を行った住民からの問合せは 31 件、申請 17 件であり、案内を郵送する際に自治体広報誌の発行時期と合わせたことで、相乗効果による一定の効果があつた。 ○ 申請者等からの苦情・意見を踏まえ、案内発送時期や広報誌への掲載内容の見直しを行い、円滑な事業推進につなげることができた。 また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブルの未然防止、また、情報共有による窓口対応力の向上を図ることができた。



獨立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

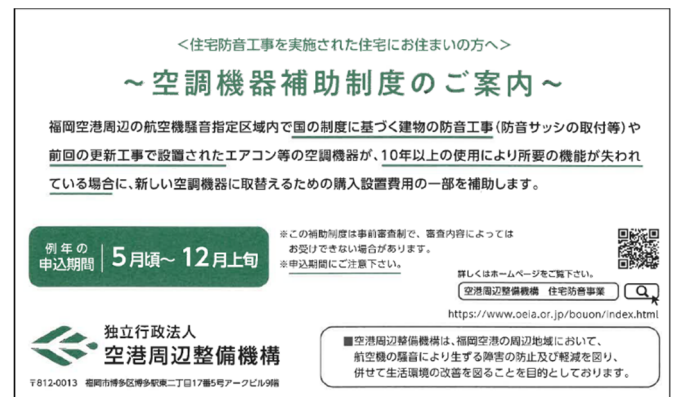
＜住宅騒音防止対策事業 相談内訳件数＞

事 項	制度関係			申請関係	その他	計
	対象確認	防音工事	更新工事	提出書類の確認	機器修繕など	
相 談	270	18	343	363	92	1086
感 謝	0	0	1	3	1	5
苦 情	2	0	24	3	6	35
計	272	18	368	369	99	1126

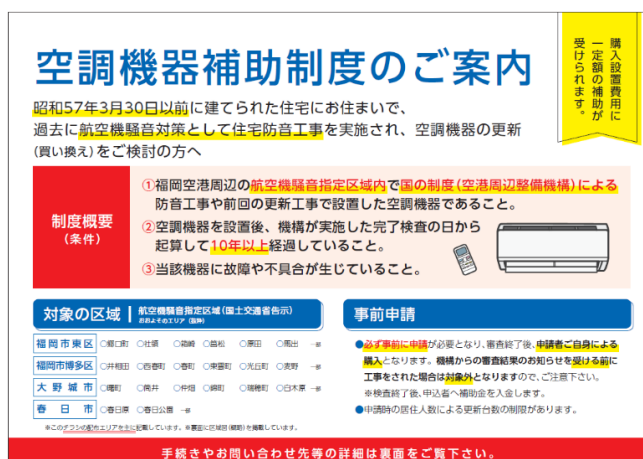
マスクケース（表面）



マスクケース（裏面）



令和5年度配布予定のチラシ



(表面)



(裏面)



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ハ

<事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮>

取組内容	成果、効果										
○ 補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、 ・ 申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送 ・ 交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、期首と比較して処理期間の短縮などの取組を行った。	○ 申請書が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。 更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数 127 件全てにおいて目標日数の 60 日以内に交付決定が行われ（最大処理日数 54 日）、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数は 26.3 日である。 ・ 第 4 期中期計画期間中の平均処理日数推移 <table> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>31.6 日</td></tr> <tr> <td>令和 元 年度</td><td>27.8 日</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>25.9 日</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>24.3 日</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>26.3 日</td></tr> </table>	平成 30 年度	31.6 日	令和 元 年度	27.8 日	令和 2 年度	25.9 日	令和 3 年度	24.3 日	令和 4 年度	26.3 日
平成 30 年度	31.6 日										
令和 元 年度	27.8 日										
令和 2 年度	25.9 日										
令和 3 年度	24.3 日										
令和 4 年度	26.3 日										



当該年度における取組

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内】（令和 5 年 3 月末現在）

区 分	実 績		交付決定までの 最長処理日数	交付決定まで の日数 (平均)	達成率
	交付決定通知	交付決定 件数・台数			
更新工事①	36 件	45 台	43 日	26.3 日	100%
更新工事 (告示日後)	4 件	5 台	31 日	29.8 日	100%
更新工事②	76 件	102 台	47 日	25.7 日	100%
更新工事② (告示日後)	2 件	3 台	54 日	45.5 日	100%
更新工事③	9 件	9 台	41 日	24.8 日	100%
合 計	127 件	164 台	54 日	26.3 日	100%

<事業実施／予算執行状況>

（令和 5 年 3 月末現在）

区 分	予 算		実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)
	件数・台数	金額(千 円)	審査結果 通知	交付決定 件数・台数	金額(千 円)		
防音工事 (未実施)	2 件	3,733	0 件	0 件	0	3,733	0
防音工事 (告示日後)	1 件	2,364	0 件	0 件	0	2,364	0
更新工事①	82 台	8,662	39 件	45 台	3,754	4,908	43.3
更新工事① (告示日後)	12 台	1,268	5 件	5 台	405	863	31.9
更新工事②	127 台	13,416	83 件	102 台	9,176	4,240	68.4
更新工事② (告示日後)	6 台	634	4 件	3 台	239	395	37.7
更新工事③	9 台	951	10 件	9 台	797	154	83.8
事務費		12,103			7,791	4,312	64.3
合 計		43,131	141 件		22,162	20,969	51.3

※端数処理の関係で一致しない場合がある。



(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
(平成 28 年度実績 270 日)

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)

【年度計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図るとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。

ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、ホームページ等による広報を実施するとともに、申請、境界確定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」）の見直しを行う。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)



当該年度における取組

■年度計画（3）イ

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 3件の申請について、機構が実施する土地の買入のための測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○ 申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に取り組んだ。	○ 機構発注調査等に伴う電話連絡、現場立会や申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進め、12月に契約を締結し、令和5年1月までに所有権移転を完了した。これにより空港周辺住民の生活環境の一層の向上を図ることができた。 ○ 個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応したことにより、測量等調査開始から契約締結までの日数は、申請件数3件の全てにおいて目標日数の270日以内に手続きが行われ（最大処理日数173日）、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数は162.5日である。

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内】

	実績件数	原則270日以内	例外物件※	達成率	備考
令和4年度	3件	3件(162.5日)	0件	100%	

※例外物件とは財務省との取得協議手続を必要とする物件

＜事業実施／予算執行状況＞

（令和5年3月末現在）

契約区分		予算			実績			予算残額 (千円)	執行率 (%)
		件数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)	件数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)		
現年	土地の買い入れ	4	2,149.95	455,450	3	1,317.74	281,938	173,512	61.9%
	うち建物等の移転補償	0			0				
翌年度へ繰越		—	—	—	—	—	—		
移転補償事業計		4	2,149.95	455,450	3	1,317.74	281,938	173,512	61.9%

（注1）面積は土地取得分のみの表記。

（注2）翌年度へ繰越予定はなし。借家人実績はなし。

（注3）予算の土地面積は土地の登記簿の数値、実績の土地面積は実測値。

当該年度における取組

■年度計画（3）口

<広報等の実施及び各種相談への対応>

取組内容	成果、効果
○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕について、更に効果的な周知を行うため、令和3年度に新たに取得した視認性の高い跡地（駅近くで人通りがある幹線道路沿い）に追加設置した。 ○ これまで実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への事業案内の掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域の公民館、共同利用会館へ案内チラシを配布するなど、引き続き広報活動の強化に取り組んだ。 ○ 移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、迅速かつ適切に対応した。 特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応している。 ○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）を見直した。	○ 第4期中期目標期間末となる令和4年度までに、計3箇所の跡地へ横断幕の設置を行った結果、令和3年度に比べ、約1.8倍の問合せがあり、移転補償事業対象区域の住民に対し、事業認知拡大を図ることができた。 なお、令和4年度の間合せのうち、移転補償を継続検討されている方へ、移転補償手続き（制度説明、書類の作成を含む）について、引き続き丁寧な説明を行っていく。 ○ 移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せがあり、広報による効果が得られた。 なお、移転補償事業の可否に関する照会は42件であり、全て適切に対応した。 ○ 相談件数のうち移転補償事業の対象可否に関する照会は42件で18件が事業対象であった。そのうち、3件の方が移転補償を希望され適切に対応した。 ○ 移転補償申請チェックリストや申請書記入例の見直しを行うことで、申請者への確認事項や申請書の作成方法について、双方が共通の認識を持ち、手続きが円滑に進むように受付手を改善した。

【横断幕設置状況（新規設置）】



筥松2丁目（近景）



筥松2丁目（遠景）



(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

【年度計画】

(4) 緑地造成事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 買収済みの土地約 0.1ha について造成・植栽を実施する。

ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。

当該年度における取組

■年度計画（4）イ

<事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、年度計画どおり 約 0.1ha（1 箇所 870 m ² ）の造成・植栽を着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

【参考】福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



当該年度における取組

<事業実施／予算執行状況>

(令和5年3月末現在)

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)	備 考
	件数	面積 (ha)	金額 (千円)	件数	面積 (ha)	金額 (千円)			
緑地造成事業	1	0.1	21,380	1	0.1	19,201	2,179	89.8	整備面積執行率 100.0%

■年度計画(4) ロ

<事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理>

取組内容	成果、効果
○ 地元自治会及び空港事務所(造成後の緑地管理者)との調整を綿密に行い、意見や要望を踏まえ、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 ○ 測量設計業務及び緑地造成工事に係る進捗管理等のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、スケジュール管理を的確に行った。	○ 施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ○ 緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかを受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。



当該年度における取組

○緑地造成事業年間実施状況

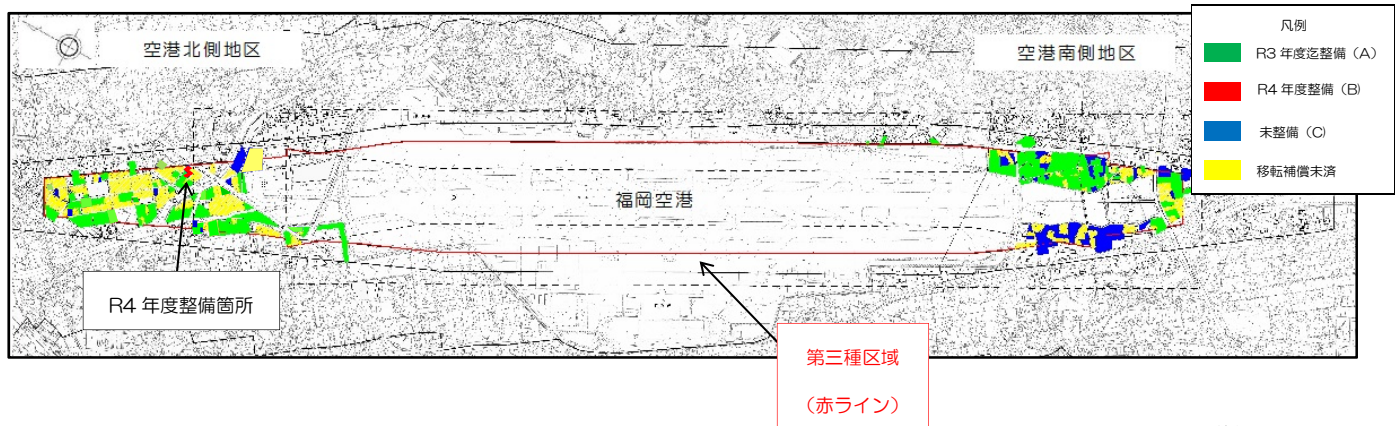
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整		◎事業説明		←設計協議→				◎工事説明				完了報告◎
空港事務所調整		◎事業説明		←設計協議→				◎工事説明				完了報告◎
緑地造成事業				←測量設計業務(B81)→				←緑地造成工事(B81)→				
									←測量設計業務(C108)→			

(注) 1マスが約1週間

【参 考】

緑地造成事業箇所図

(令和5年3月末現在)



(単位: ha)

移転補償跡地 面積 (Q) ※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (令和4年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C) = (Q) - (A+B)
	令和3年度迄 (A)	令和4年度 (B)			
27.48	19.48	0.09	19.57	71.2%	7.91

※ 移転補償跡地面積 (Q) は、令和4年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

【緑地整備状況】



整備箇所: 福岡市東区社領地区
撮影日時: R5. 3. 6



(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

- イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。
- ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。
- ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

【年度計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

- イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。
- ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。
- ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 (1) ①イ

＜国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整＞

○ 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。

○ 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、課の垣根を越えて専門職種が持つ知見を活かし、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスを行う等、専門職種が機動的に連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。

■年度計画 (1) ①ロ

＜外部講師等による研修の実施や外部研修への参加＞

○ 新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、今年度はオンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した（後述の内部研修、内部統制研修、情報セキュリティ研修のとおり）。

また、機構では職員のスキルアップと意識改革を図るため、各種外部研修への積極的な参加を促し、以下の外部研修に参加した。

〔外部研修 (26)〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	課長研修	福岡市	4/20、5/12、6/29
2	●労基署対策、労働法改正情報セミナー	外部	4/22
3	人事評価制度研修	福岡県	5/9
4	入札談合等関与行為防止法等講習会	公正取引委員会事務局	5/24
5	●第6回 航空環境研究センター研究発表会	外部	5/27
6	空港整備・管理運営研修	国土交通省	6/13～6/24
7	●公文書管理研修Ⅱ	国立公文書館	6/15～6/16
8	ベテラン研修	福岡市	6/22
9	●企業会計（基礎）研修	国土交通省	6/27～6/30
10	基本研修「係長級」	福岡県	6/29～7/1
11	基本研修「課長補佐級」	福岡県	8/2、8/3
12	統括主任研修	福岡市	8/19、9/27
13	●技術職研修「建設リサイクル法の通知」	福岡市	8/22～9/2
14	●第60回政府関係法人会計事務職員研修	財務省	10/4～11/17
15	●地方総務課長等講習会	国土交通省	10/14

16	航空行政研修	国土交通省	10/24～10/28
17	用地関係職員専門研修（不動産鑑定外）	福岡市	10/26
18	●第 47 回空港環境対策担当者研修	外部	11/1～11/15
19	新任地方機関課長級（Ⅲ期）研修	国土交通省	11/7～11/10
20	基本研修（係長級）	福岡県	11/16～11/18
21	●県出資団体に対する財産運用に係る研修会	福岡県	11/25
22	●職場におけるハラスメント対策シンポジウム	厚生労働省	12/7
23	●オンライン統計研修	総務省	2/7
24	●階層別マネジメント研修	国土交通省	2/8
25	●行政手続法・行政不服審査法の運用に関するオンライン研修	総務省	2/9
26	ストレスマネジメント研修	国土交通省	2/13～2/15

研修名の欄：●オンライン研修

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 (1) ①ロ、ハ

<効率的な知識、情報及び技術の承継実施>

○ 新たに配属された職員（非常勤職員含む。）を対象に、新規採用者研修を実施した。

〔内部研修 (1) 〕

No.	研 修 名	期 間	参加人数
1	新規採用（出向）転入者研修	5/13	12 人

○ 全職員共有の機構内イントラネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類を掲載している。

また、各課で作成している最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えている。

さらに、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげるなど、業務の質の向上を図った。

○ 機構内イントラネット掲示板を活用し、機構の全体スケジュールや業務フローチャートといった全職員に関わるデータ共有を図ることにより、業務の利便性を向上させている。また、これらの情報を定期的に確認するとともに、逐次内容の更新や改善を行った。

【機構内イントラネット掲示板】

独立行政法人空港周辺整備機構

イントラ掲示板

最終更新 2023.4.3

【重要】情報セキュリティの概要版

基本理念

わたしたちは、周辺地域とのコミュニケーションを大切に、地域と空港の共生に貢献します

運営方針

わたしたちは、基本理念を具体化するため、以下の取組を行います

- 国と関係自治体との密接な連携のもと、空港周辺地域の航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図るための事業を確実に進めます
- 地域のみなさんの声を聞き、生活環境の改善と周辺地域の発展に寄与します
- 法律や規則を遵守し、効率的な業務の運営を行います

お知らせ

【重要】新型コロナウイルス感染症について

【重要】客用休業を取得しよう!! NEW!!

【重要】コンプライアンス特集

R5.4.10 避難訓練実施のお知らせと参加のお願い

R5.4.10 消防設備点検のお知らせ

R5.3.27 第14回定期フィルタ交換のお知らせ

R5.1.19 定期点検のお知らせ

R5.1.5 国内空気環境測定のお知らせ

R4.12.5 A.R.K.ビル 休館のお知らせ

R4.11.14 テアコン運送車運行のお願い

R4.10.19 業務フローチャート・リスク管理表を更新しました。

R4.6.2 公文書管理・ラーニング教材の改訂版について (全職員)

R4.6.2 公文書管理・ラーニング受講のお願い

R4.4.5 相談員（セクハラ等）の指名について

R2.12.17 マイナンバーカードの積極的な取得と活用促進について

R2.3.24 変動利率に対する取組について

資料等

業務フロー・リスク管理表 常に最新 (R4.10.19版)

規程類目次 更新R4.3.31

各種職員研修資料 更新R4.12.01

内部統制委員会および関連資料 更新R5.3.16

情報セキュリティ委員会および関連資料 更新R5.3.6

リモートデスクトップ関連資料 追加R3.1.19

調査等合理化計画(お気に入り・契約関連情報 (HPへリンク))

財務諸表等 (HPへリンク)

令和4年度の主な行事

3月18日「第23回内部統制委員会」資料

3月6日「第24回情報セキュリティ委員会」資料

3月6日「第23回コンプライアンス委員会」資料「第26回リスク管理委員会」資料

1月26日「職員研修（人権研修）」資料

12月1日「コンプライアンス研修」資料

11月30日「第104回理事会」

11月17日「内部評価委員会」

11月8日・10日「職員研修 (WBL)」

10月25日～11月4日「安全運転研修」動画視聴

10月20日「第22回内部統制委員会」資料

10月7日「第21回コンプライアンス委員会」資料「第25回リスク管理委員会」資料

リンク

起 案 簿 (令和4年度)

座 席 表 更新R5.4.3

当面のスケジュール 更新R4.12.20

データ交換用フォルダ ご自由にお使いください

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ②事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で 5% 程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）比で 5% 以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

② 事業費の抑制

事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取り組みも含む）

- 令和 4 年度予算については、引き続き事務処理の効率化等による経費の節減に努めている。なお、事業費全体としては第 3 期中期最終年度（平成 29 年度）比で 52.9% 減とした。

第 4 期中期目標期間における事業費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額
事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	1,490	1,936	716	1,957	805	2,034	1,015	
再開発整備	419	412	412	414	413	390	450	385	488	407	491	
住宅騒音	58	53	53	53	48	53	46	53	45	53	43	
移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	920	1,381	115	1,460	218	1,508	455	
緑地造成	68	36	36	48	31	66	63	62	50	60	21	
業務外支出	85	82	82	81	78	45	42	6	3	6	3	

対 29 年度比（増減割合）	65.5%	65.5%	▲14.1%	▲30.9%	▲10.2%	▲66.8%	▲9.3%	▲62.7%	▲5.7%	▲52.9%
----------------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------

（注 1）管理勘定への繰入は含まない。

（注 2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

事業費の執行率

○ 当該年度における各事業の執行率は以下のとおり。

(単位：千円)

事業名/年度	令和4年度		
	予算額	実績額	執行率
再開発整備事業	491,307	407,076	82.9%
住宅騒音防止対策事業	43,131	22,162	51.4%
移転補償事業	455,450	281,938	61.9%
緑地造成事業	21,380	19,201	89.8%
業務外支出	3,466	3,456	99.7%
合 計	1,014,734	733,832	72.3%

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

(注2) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

○ 予算額と実績額の差額の主な要因は、以下のとおり。

- ・ 一般競争入札における入札不調や入札差金によるもの。
- ・ 予定に対し申請等が少なかったことによるもの。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取り組みも含む）

- 令和4年度予算について、事務諸費等の節減により、第3期中期最終年度（平成29年度）比で15.0%減とし、計画通りに経費の削減を達成した。

第4期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69
物件費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69
対29年度比（増減割合）		▲9.2%	▲9.2%	▲5.0%	▲4.9%	▲11.2%	▲7.2%	▲6.8%	▲6.7%	▲15.7%	▲15.0%

（注1）管理勘定への繰入は含まない。（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

一般管理費の執行率

- 当該年度における一般管理費の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

年度	令和4年度		
	予算額	実績額	執行率
物件費	69,349	59,687	86.0%



(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達の合理化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

【年度計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、令和 4 年度においても、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、令和 3 年度と令和 4 年度に締結した契約の状況

契約区分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
競 争 入 札 等	(66.7%) 8 件	(91.7%) 176,914	(73.3%) 11 件	(89.4%) 114,560
企 画 競 争 ・ 公 募	(8.3%) 1 件	(2.4%) 4,675	(6.7%) 1 件	(3.6%) 4,675
競争性のある契約 (小計)	(75.0%) 9 件	(94.2%) 181,589	(80.0%) 12 件	(93.0%) 119,235
競争性のない随意契約	(25.0%) 3 件	(5.8%) 11,261	(20.0%) 3 件	(7.0%) 8,962
合 計	(100.0%) 12 件	(100.0%) 192,850	(100.0%) 15 件	(100.0%) 128,197

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の状況

令和 4 年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金）
- ② 事務所電気代
- ③ 騒音斉合施設大井その 1 非常用発電装置分解整備業務委託

※ ③は契約の性質が競争を許さないものとして随意契約を行った。

3. 一者応札・一者応募に係る状況

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成 30 年度	1 件 ／ 15 件	6.7%
令和元年度	1 件 ／ 11 件	9.1%
令和 2 年度	1 件 ／ 11 件	9.1%
令和 3 年度	0 件 ／ 8 件	0%
令和 4 年度	4 件 ／ 11 件	36.4%



当該年度における取組

4. 令和4年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ

工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲で一括発注とすることにより合理的な調達実施に取り組んだ。

【事例1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務

4箇所 に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は6者、予定価格3,274千円に対し落札価格1,100千円（落札率33.6%）となった。

【事例2】福岡空港周辺における移転補償事業に係るネットフェンス等設置工事

2箇所 に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は5者、予定価格2,838千円に対し落札価格2,673千円（落札率94.2%）となった。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うとともに、公告期間を十分確保することにより、競争性の確保に取り組んだ。

【事例1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務

予定価格に対応する入札参加資格要件がC等級相当であったが、競争性を高めるためD等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した6者全てがD等級、そのうち新規事業者は3者であった。

【事例2】緑地造成事業に係る測量及び設計業務

予定価格に対応する入札参加資格要件がB等級相当であったが、A等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者3者中2者がA等級であった。（新規参入なし）

さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させている。

(3) 入札手続きにおける書面・押印・対面規制の見直し

令和4年度からは、入札参加申請書類への押印省略を認めることによりファクシミリや電子メールによる書類提出を可能とした。

前年度から実施している電子メールによる入札説明書等の交付と合わせて実施することにより、入札参加希望者は従前のように事務室に訪れることなく入札に参加することが可能となり、事業者の入札参加意欲の向上につなげている。また、入札参加希望者同士の不必要な接触も軽減されるため、入札談合等の防止の一助にもなっている。

・ 入札説明書の交付

全交付件数	電子メールによる交付
83 件	(85.5%) 71 件

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

・ 入札参加申請書類の提出

全申請件数	ファクシミリや 電子メールによる 申請件数	郵便による申請件数	持参による申請件数
42 件	(50%) 21 件	(23.8%) 10 件	(26.2%) 11 件

(4) 「調達等合理化計画」にない新たな取組内容

① 大阪航空局のホームページへのリンクの掲載

入札公告の情報を広く周知するため、当機構の業務委託元である大阪航空局に依頼し、同局のホームページに当機構の入札公告のホームページのリンクを掲載した。

② 「入札公告お知らせサービス」の導入

当機構の入札への参加を希望する事業者が入札公告の情報を確実に把握できるよう、事前登録した事業者に対し入札公告の情報を電子メールで知らせるサービスを導入した。なお、令和4年度においては8事業者から登録依頼があった。

③ 余裕期間制度（※）の導入

他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、建設工事において余裕期間制度を導入し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。

（※） 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。

当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。

④ 営業所専任技術者と現場技術者の兼務

他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。

⑤ 設計業務における技術者要件の緩和

緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者であった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。



当該年度における取組

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞

当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。

実例として、騒音斉合施設の非常用発電装置分解整備業務委託において、発電装置の製造者の保守業務を請け負う事業者と特命随意契約を行うことの妥当性について点検、確認を行った。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催＞

当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。

各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。

具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 6月6日に「契約監視委員会」を開催し、令和3年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容について点検等を実施したが、特段の意見表示、勧告等は受けていない。また、その点検結果については速やかにホームページで公表した。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 令和4年度の監事監査については、契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

《参考》機構の入札・契約情報 HP ページ <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>



(1) 業務改善の取組 ⑤給与水準の適正化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

【年度計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、平成 26 年度 4 月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。

当該年度における取組

<対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

○ 従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

また、令和 4 年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準は国の制度に合わせた見直しを行い、取組状況を令和 5 年 6 月に公表した。

【参考】

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対国家公務員指数	101.5	98.5	102.0	92.9	100.5

<国家公務員の給与に準じた運用>

○ 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、「職員給与規程」及び「職員の期末手当及び勤勉手当支給細則」の改正を実施（11 月 30 日）。

- ・官民格差等に基づく給与水準改定
 - 若年層の俸給月額引き上げ
 - 期末手当及び勤勉手当支給率の引き上げ
 - ボーナス 4.30 月分→4.40 月分



(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

【年度計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

※ PJMO：ピー・ジェー・エム・オー [Project Management Office] プロジェクト推進組織のこと。

PMO：ピー・エム・オー [Portfolio Management Office] 機構内全体管理組織のこと。

ICT：アイ・シー・ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。



当該年度における取組

<業務のデジタル化及びシステムの最適化>

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）の改訂が行われた。
それに伴い、機構の現中期目標の変更が行われたため、中期計画及び令和4年度計画において、「機構の情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するための、PMOの設置等の体制整備を行う。」旨の追加を行い、機構の情報システムの整備及び利用に関する取扱要領を改訂し、PMOの設置等の体制整備を図った。
- デジタル社会の実現に向けた重点計画においては、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度に棚卸しを行うこととされたところであり、機構においても、今般、重点計画に基づき、①情報システム所管課（PJMO）情報、②システム概要、③システム構成概要等、④システム規模等、⑤ユーザ・使用状況、⑥予算・執行などの棚卸し調査を実施した。
これにより、各課で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制としている。
- グループウェア（サイボウズ）、無線LAN（Wifi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種ICT環境を導入して、業務のデジタル化及びシステムの最適化を図ってきたが、これらのICT環境について、さらなる機能の品質向上に取り組んできた。
また、ソフトウェアのアップデートにより機構ネットワークシステムの最適化を行った。
さらに、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化から、引き続きICTを活用したWEB会議システムでは、組織内外での会議、研修や業務打合せを行うことにより、コミュニケーションツールとしての運用が飛躍的に拡大し、業務の簡素化・効率化が促進された。
- 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用によって、住民からの問合せや相談に対して迅速に対応することができるようになり、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。
また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能としており、紙媒体での配布を必要最低限とすることで効率化を図っている。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	13,336
業務収入	3,082
補助金収入	598
受託金収入	9,626
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	20
繰越金受入	—
支出	13,062
固有事業	2,229
受託事業	8,854
その他事業	265
人件費	1,345
一般管理費	368

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	13,104
経常費用	13,104
業務費用	11,385
固有事業	2,263
受託事業	8,854
その他事業	268
一般管理費	1,704
人件費	1,345
物件費	359
減価償却費	—
財務費用	15
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	13,361
経常収益	13,361
業務収入	3,082
受託収入	9,626
補助金等収益	651
財務収益	3
雑益	—
臨時利益	—
純利益	257
目的積立金取崩額	—
総利益	257

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,829
業務活動による支出	13,086
投資活動による支出	—
財務活動による支出	206
次期繰越金	1,537
資金収入	14,829
業務活動による収入	13,336
業務収入	3,082
受託金収入	9,626
その他の収入	628
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	1,493

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

＜令和4年度計画における予算・収支計画・資金計画＞

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	1,362
業務収入	614
補助金収入	111
受託金収入	633
負担金収入	2
長期借入金等収入	—
雑収入	2
繰越金受入	—
支出	1,362
固有事業	495
受託事業	477
その他事業	43
人件費	278
一般管理費	69

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,367
経常費用	1,367
業務費用	1,018
固有事業	498
受託事業	477
その他事業	43
一般管理費	345
人件費	278
物件費	67
財務費用	4
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	1,367
経常収益	1,367
業務収入	614
受託収入	633
補助金等収益	120
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩額	—
総利益	0

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,766
業務活動による支出	1,370
投資活動による支出	—
財務活動による支出	3
次期繰越金	393
資金収入	1,766
業務活動による収入	1,362
業務収入	613
受託金収入	633
その他の収入	116
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	404

当該年度における取組

＜予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況＞

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受ける予定であり、適切な管理に取り組んだ。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

< 令和4年度予算執行状況（支出決定ベース） >

令和5年3月末現在
(単位：千円)

科 目	予算現額	執行済額	執行率
固有事業勘定	494,773	410,532	83.0%
再開発整備事業費	491,307	407,076	82.9%
業務外支出	3,466	3,456	99.7%
受託事業勘定	476,830	301,138	63.2%
移転補償事業費	455,450	281,938	61.9%
緑地造成事業費	21,380	19,201	89.8%
その他事業勘定			
住宅騒音防止対策事業費	43,131	22,162	51.4%
管理勘定	347,326	316,932	91.2%
人件費	277,977	257,245	92.5%
一般管理費	69,349	59,687	86.1%
合 計	1,362,060	1,050,764	77.1%

(注) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。



(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

【年度計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

当該年度における取組

該当なし。



(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

【年度計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

当該年度における取組

令和4年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づき積立金として整理した。



(1) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。

【中期計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。

【年度計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。

① 内部統制委員会

内部統制委員会及びその分科会（リスク管理委員会等）を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。

② 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

③ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

④ 内部監査

内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。



当該年度における取組

- 主な取り組みとして、コンプライアンスに関する事例研究（職員間自由討論）を行い職員の意識啓発を図った。また、リスク項目及び具体的な対策について再点検を行い、リスク管理委員会において検討の上、リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行うとともに、風通しの良い職場環境の構築及び組織の抱える潜在的なリスクを把握することを目的に審議役によるダイレクトトークの実施など、内部統制を機能させるための取組を実施している。
- 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や、デジタル化への対応として、以下の取組を継続して講じるとともに、必要な情報共有を滞りなく行うため、基本的な感染防止対策を徹底して、担当者が集まる会議や集合研修を開催することにも取り組んだ。
 - ・ マスクケースの配布、移転補償跡地の横断幕設置による地域への事業制度の周知
 - ・ リモートデスクトップによる在宅勤務や時差出勤の活用
 - ・ Wi-Fi 環境を活用した WEB 会議の開催やオンライン研修への参加

■ 年度計画（1）①

① 内部統制委員会

<内部統制委員会の開催>

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を 3 回開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第 21 回委員会（4/21）

- ・ 今年度の取組方針（1. コンプライアンスについて、2. リスク管理について、3. 内部監査の実施、4. 情報セキュリティ対策について、5. 職員研修の開催）について審議決定

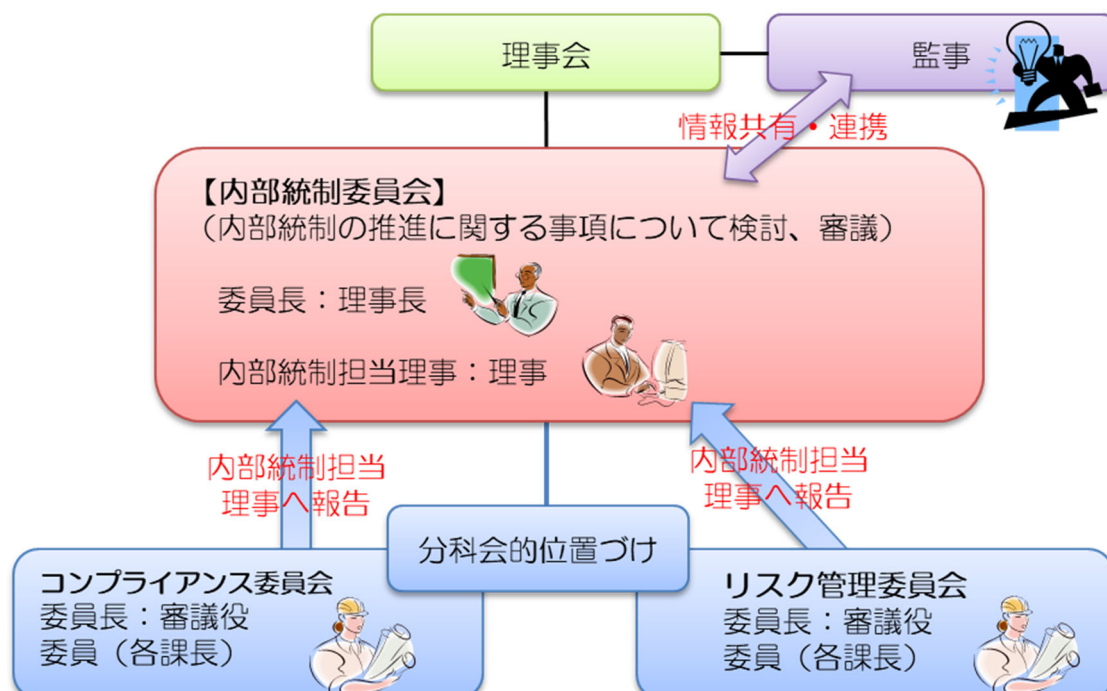
第 22 回委員会（10/20）

- ・ 今年度の取組状況について中間報告

第 23 回委員会（3/16）

- ・ 今年度の取組結果

【参考】 内部統制推進の組織体制図





当該年度における取組

＜コンプライアンス委員会の開催＞

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第21回委員会（5/25）

- ・ 今年度の取組方針決定

第22回委員会（10/7）

- ・ 上半期の取組状況（コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果並びにコンプライアンス違反事例の各課討論）

第23回委員会（3/6）

- ・ 下半期の取組状況（コンプライアンス研修）
- ・ 今年度取組の総括（今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定）

【主な活動】

- ・ 7月に全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。なお、今年度新たに発注者綱紀保持の項目を追加する試みを行い、自己申告の結果、適切に認識されていた。
- ・ 7月に全職員を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるよう努めた。
- ・ 9月にコンプライアンス違反事例（業務関連・私生活関連各2件ずつ）を議題とした各課討論を実施した。各職員からは多様な意見が集まり、改めてコンプライアンス違反を認知するとともに、違反が起こった要因や今後の改善の対策を考える良い機会とすることができた。
- ・ 12月にコンプライアンス研修を全役職員に実施し、公務員倫理や発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後にセルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図った。
- ・ 2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員に周知することで、意識の向上および注意喚起を図った。



当該年度における取組

<リスク管理委員会の開催>

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第24回委員会（5/25）

- ・ 今年度の取組方針決定

第25回委員会（10/7）

- ・ 上半期の取組状況（クレーム対応研修及びダイレクトトークの実施状況）
- ・ 業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況

第26回委員会（3/6）

- ・ 下半期の取組状況（安全運転研修）
- ・ 今年度取組の総括（今年度の取組については次年度以降も継続して実施していく方針を決定）

【主な活動】

- ・ リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行った。
- ・ 7月にクレーム対応研修（DVDの上映及びアンケート）を実施し、機構職員の苦情対応能力の向上を図った。
- ・ 10月に安全運転研修を実施した。役職員がいつでも研修を受けられるようにするため、インターネット動画の視聴による研修とした。
- ・ 審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するダイレクトトークを実施した。職員との交流の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。

<業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）>

- 6月に令和4年度第1回内部評価委員会を開催し、令和3年度及び第4期中期目標期間（見込）の事業実績に対する内部評価を行った。
- 11月に令和4年度第2回内部評価委員会を開催し、令和4年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。



当該年度における取組

■年度計画（1）②

② 職員研修の実施

- 各種内部統制に係る研修を実施し、職員のスキルアップと意識改革を図った。
新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、今年度はオンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した。

〔内部統制研修（7）〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	●公文書管理研修	内閣府 (e-ラーニング)	6/2～6/30
2	クレーム対応研修	内部 (DVD)	7/12～7/13
3	●内部監査員研修セミナー	外部	7/20
4	●安全運転研修	内部 (動画)	10/25～11/4
5	ワーク・ライフ・バランス研修	外部	11/8、11/10
6	コンプライアンス研修	内部	12/1
7	人権研修	外部	1/26

研修名の欄：●オンライン研修

■年度計画（1）③

③ 内部コミュニケーションの活性化

<機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有>

- 業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会において審議を行い、職員もオブザーバーとして参加している。

また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項の報告、役員との意見交換等を行っており、その場で理事長から指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これらを課内へ周知している。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【参考】理事会開催状況

- 第99回理事会（6/23 開催）
- 第100回理事会（7/28 開催：書面形式）
- 第101回理事会（11/30 開催：書面形式）
- 第102回理事会（3/9 開催）
- 第103回理事会（3/16 開催）
- 第104回理事会（3/28 開催）

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画（1）④

④ 内部監査

<内部監査の実施>

- 令和4年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行った。
- 具体的な監査内容の検討に際しては、監査スキル向上のため、外部講師によるオンライン研修の受講や関連書籍・資料の活用などにより協議を重ね、「調達業務のルール及び実施状況の点検」を重点項目に掲げ監査を実施した。
- 10/31 及び 11/1 に内部監査（対面）を実施した。事前に内部監査員と監事がディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえ監査を実施した。

<監事監査、会計監査人による監査の実施>

- 6/13～15 に監事による令和3事業年度決算等監事監査を受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。
なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取り組みを実施した。
- 会計監査人による令和3事業年度期末監査を 5/25～6/8 に、令和4事業年度期中監査を 12/8～9、1/25 及び 3/9～10 に受けた。



(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

【年度計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

個人情報の保護に関しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。



当該年度における取組

<機構における情報セキュリティ対策等に関する取組>

【情報セキュリティ委員会の開催】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を4回開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定した。

第21回委員会（5/25）

- ・ 今年度の情報セキュリティ対策実施計画等の決定

第22回委員会（7/29）

- ・ 情報セキュリティポリシー及び関係規程の見直しについて審議

第23回委員会（10/7）

- ・ 上半期の取組状況について報告（情報セキュリティ研修の結果等）
- ・ 情報セキュリティ監査実施計画について審議

第24回委員会（3/6）

- ・ 下半期の取組状況について報告（情報セキュリティ訓練、自己点検の結果）
- ・ 今年度取組の総括（情報セキュリティ研修、情報セキュリティ訓練、自己点検については次年度以降も実施していく方針を決定）
- ・ NISCによる独法セキュリティ監査結果について報告

【主な活動】

- 情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。
- 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたこと及びメール誤送信防止の措置（メール送信時にCCやBCCに上司・同僚を含めること）を講じるため、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。改訂後には職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。
- 10/25に全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの“免疫力”をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解を深めてもらうことができた。
- 11/1に業務従事者が使用するPCが不審なメールの添付ファイルを開いてしまい、ウイルス感染する状況を模擬して情報セキュリティインシデント訓練を抜き打ちで実施した。最高情報セキュリティ責任者への第一報の報告に時間を要してしまったことから、訓練後のレビューにおいてインシデント認知の報告と発生原因調査の報告は別で行う手順を再確認した。
- 12月に情報セキュリティに対する理解度を確認するため、「情報セキュリティ自己点検」を全役職員に対し実施し、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。なお、理解ができていない点は、情報セキュリティ責任者から指導を行うとともに、改めて周知を図り、翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込む予定である。



当該年度における取組

- 各情報システムにおいて、セキュリティ水準の維持の手順に基づく自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。また、ホームページシステムについて、サーバの更新を機会に WAF（Web Application Firewall）機能、マネージドサービス機能（ネットワーク監視・復旧、バックアップ、セキュリティアップデート等）の技術的なセキュリティ対策を講じた。

【研修】

- 新規採用研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。
- NISC（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）が、オンラインで実施する勉強会に積極的に参加を行い、情報の収集及び知識の習得に努めた。
- 情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISC が開催する CSIRT 研修の他に、NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。
- 7/27 に情報セキュリティアドバイザーによる集合研修にするとともに、感染防止の観点から密を避けるためオンライン研修を併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）に対し実施した。なお、当日、受講できない職員に対しては録画した動画を視聴させた。

〔情報セキュリティ研修（8）〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	●第1回 NISC 勉強会	NISC	4/21、22
2	情報セキュリティ研修	外部	7/27
3	●第2回 NISC 勉強会	NISC	7/29
4	実践的サイバー防御演習（CYDER）	NICT	8/23
5	●地域 SECURITY セミナー「サイバーセキュリティ対策の”基本”」	IPA	8/23
6	●第3回 NISC 勉強会 統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について（基礎編）	NISC	9/26
7	●CSIRT 研修①	NISC	10/5
8	●CSIRT 研修②	NISC	12/23

研修名の欄：●オンライン研修



当該年度における取組

【監査】

- NISC が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修の実施により監査員の知識向上に努めた。
- 12 月に令和 4 年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング）を実施した。
- 個人情報の保護に関して、適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。
- 10 月に NISC から委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独立行政法人監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）を受け、監査結果の通知のあったペネトレーションテストについては、改善計画を立てて、フォローアップに取り組んでいる。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

【年度計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。



当該年度における取組

① 国及び関係自治体との連携 ＜連絡協議会等の開催状況＞

- 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を2回開催した。1回目は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり書面開催とし、情報共有を行ったものの、2回目は遠隔地からでも参加が容易で、双方向でのコミュニケーションを図れるWEB開催として、情報共有を行った。

連絡協議会幹事会

構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構

- 1回目（8/31）（書面開催）の議題
 - (1) 令和3事業年度事業実績 (2) 令和4事業年度事業実施状況
 - (3) 令和5事業年度予算概算要求
 - (4) その他（令和3年度業務実績報告、第4回住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会資料）
- 2回目（3/24）（WEB開催）の議題
 - (1) 令和4事業年度事業実施状況 (2) 第4期中期目標・中期計画の達成状況
 - (3) 第5期中期目標・中期計画 (4) 令和5年度計画（案）
 - (5) 令和5年度予算実施計画（案）



当該年度における取組

＜連絡協議会以外の会議＞

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っているところである。昨年度までは新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、中止、書面開催又は個別開催を余儀なくされていたが、今年度からは基本的な感染対策を徹底して、担当者が集まり、必要な情報共有が滞りなく行われた。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)
開催日：4/22
→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。
- 地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：5/8
→ 地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。
- 福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構)
開催日：3/24
→ 国及び関係自治体が空港周辺地域の各種課題等について意見交換する会議に出席し、情報の共有を図った。
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)
開催日：11/15 及び 12/2
→ 公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。
- 福岡空港利活用推進協議会
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)
開催日：5/13 (総会)
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。
- 上臼井・下臼井特別委員会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：6/6 (1回目)、2/6 (2回目)
→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを年間 20 回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。



当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 イ

<財務情報等の公表>

- 令和3年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和4年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。

【令和4年度におけるホームページの公表内容】

- 独立行政法人通則法に基づく公表
 - ・ 4/ 7 令和4年度計画
 - ・ 6/28 令和3年度業務実績報告書
令和3年度自己評価調書
令和2年度評価結果の反映状況
第4期中期期間（見込）業務実績報告書
第4期中期期間（見込）自己評価書
役職員の報酬・給与等の水準の公表（令和3年度給与水準）
 - ・ 7/19 令和3事業年度 事業報告書及び財務諸表
 - ・ 7/28 第4期中期目標（変更）
 - ・ 8/31 第4期中期計画及び令和4年度計画（変更）
令和3年度評価調書
第4期中期目標期間（見込）評価調書
 - ・ 10/24 令和3年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表
 - ・ 3/ 8 第5期中期目標
 - ・ 3/28 第5期中期計画及び令和5年度計画
- 各種事業
 - ・ 4/27 令和4年度空調機器更新工事における申請受付のお知らせ
空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載（2022年度版）
- 契約関係
 - ・ 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
 - ・ 環境物品等の調達推進を図るための方針
 - ・ 令和4年度公共工事の発注見通し
 - ・ 令和4年度契約監視委員会の審議概要
 - ・ 令和4年度調達等合理化計画
 - ・ 令和4年度における空港周辺整備機構の中小企業者に関する契約方針
 - ・ 契約結果の情報 等

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 □

＜ホームページの更新＞

○ ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など年間 50 回程度の更新を行い、常に最新の情報を提供した。

○ ホームページの「入札・契約情報」の「過去の入札等結果」のページについて、閲覧者の目線に立って見やすいものとするため、掲載を過去 5 年度分とし、年度の新しい順に並び替える改修を行った。

【主な改修内容】

HOME > 入札・契約情報 > 発注情報(入札公告等)

入札・契約情報

発注情報(入札公告等)

公告日	件名	閲覧書類	質問	備考
R4.11.15	令和 4 年度 緑地造成に係る測量及び設計業務 (C108)	入札公告		

[過去の入札等結果 >](#)

電子メールによる入札説明書の交付について
入札参加に必要な入札説明書等は、事務窓口での交付のほか、電子メールによる交付も行っております。
電子メールによる交付をご希望の方は、「入札説明書交付書」を総務課契約担当まで電子メールまたはFAXでご提出ください。

(様式) 入札説明書交付書

過去の入札等結果

公告日	件名	閲覧書類	備考
-	【令和 4 年度の入札等結果】		
R4.4.28	令和 4 年度 福岡空港周辺地積測量図作成等業務	入札公告 入札開票結果 入札結果	
R4.4.28	令和 4 年度 福岡空港周辺土地履歴調査業務	入札公告 入札結果	
R4.4.28	令和 4 年度 緑地造成に係る測量及び設計業務	入札公告 入札開票結果 入札結果	
R4.6.3	令和 4 年度 騒音対策施設大井その 1 防火シャッター改修工事	入札公告 入札開票結果 入札結果	
R4.6.3	騒音対策施設大井その 1 防水改修工事実施設計業務委託	入札公告 入札結果	
R4.6.3	東平尾 2 丁目 (D76) 駐車場床面改修工事	入札公告 入札結果	
R4.8.5	令和 4 年度 福岡空港周辺ネットフェンス等設置工事	入札公告 入札結果	
R4.8.25	騒音対策施設大井その 1 トイレ改修その他工事	入札公告 入札結果	
R4.9.9	令和 4 年度 緑地造成事業 緑地造成工事 (B81)	入札公告 入札開票結果 入札結果	
R4.10.21	騒音対策施設大井その 1 防火シャッター改修工事	入札公告	
-	【令和 3 年度の入札等結果】		
R3.4.14	令和 3 年度 緑地造成に係る測量及び設計業務	入札公告 入札開票結果 入札結果	
R3.4.14	令和 3 年度 緑地造成事業 緑地造成工事 (B8)	入札公告 入札開票結果 入札結果	

○ ホームページの改修にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。



当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 ハ

<自治体広報誌などへの情報掲載>

【住宅騒音防止対策事業】(P8 の再掲)

事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。

- これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえたうえで、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施した。なお、実際のポスティングについては、申請期間を考慮し5年度の申請開始時期を予定している。
また、感染症対策も踏まえた広報活動の一環として、昨年に引き続き、大井地区等へのマスクケースの配布も実施した。

- 関係自治体窓口や、福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。

- 福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。なお、福岡市博多区は5、7、11、2月号の4回、東区は11、3月号の2回、大野城市は5、11、2月号の3回掲載。

【移転補償事業】(P14 の再掲)

- 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置している。4年度は、更に効果的な周辺住民への周知を行うため、より視認性の高い跡地（駅近くで人通りがある幹線道路沿い）に横断幕の設置を行った。
- これまで実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への事業案内の掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域の公民館、共同利用会館へ案内チラシを配布するなど、引き続き広報活動の強化に取り組んだ。

【その他】

- 機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てに QR コードを記載した。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

【公民館、共同利用会館への配布チラシ】

**福岡空港周辺における
移転補償制度や防音工事の
助成をご存知ですか？**
～空港周辺整備機構からのお知らせ～

独立行政法人 空港周辺整備機構は、福岡空港周辺地域における航空機騒音による被害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善を図ること目的に国からの委託による土地の買入れや建築物の移転補償、住宅の防音工事助成などを行っています。

福岡空港周辺に住居や事業所等をお持ちの方が、移転や防音工事を行われる場合には、これらの補償や助成を利用できる場合があります。

移転補償とは

福岡空港周辺の国が指定した航空騒音防止区域（一定の区域）内では、航空機の騒音による被害を防止するために、土地の買入れや建築物の移転に際して補償を行います。

移転補償の対象となる区域（裏面地図参照）

福岡市博多区の一部、東区の一部、大野城市の一部。

お問い合わせの際は、まず所在されている土地の住所をお知らせください。

所在地が、国の指定した対象区域（第一種区域又は第二種区域）に入っているかどうかをお調べいたします。

なお、所在地が移転補償対象区域内であっても、移転補償を受けるためには、転入や建物の建築時国が定めた基準が満たされている必要があります。

詳しくは、独立行政法人 空港周辺整備機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

移転補償のお問い合わせ先

独立行政法人 空港周辺整備機構 補償課
福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号アークビル9階
Tel 092-472-4596 Fax 092-472-4597
URL <http://www.oela.or.jp/bouon/02.html>

※裏面もご覧ください。

住宅の防音工事の助成とは

福岡空港周辺の、国が指定した航空機騒音防止区域（一定の区域）内では、航空機の騒音による被害を防止するために、土地の買入れや建築物の移転に際して補償を行います。

防音工事の対象となる住宅

昭和や戦後の一戸建て、第一種区域及び第二種区域（国が指定した区域）内に、昭和30年3月31日以前に建てられた住宅が対象です。

空調機器の取り替えについて

防音工事で設置されたエアコン等が10年以上経過し、その機能が失われている場合に、取り替える費用の一部が助成されます。

防音工事のお問い合わせ先

独立行政法人 空港周辺整備機構 地域振興課
福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号アークビル9階
Tel 092-472-4594 Fax 092-472-4597
URL <http://www.oela.or.jp/bouon/index.html>

【マスクケース】

使い捨てマスクケース

独立行政法人 空港周辺整備機構は新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援します！

この画にマスクの外側を向けて置いてください

＜住宅防音工事を実施された住宅にお住まいの方へ＞
～空調機器補助制度のご案内～

福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度に基づく建物の防音工事（防音サッシの取付等）や前回の更新工事で設置されたエアコン等の空調機器が、10年以上の使用により所要の機能が失われている場合に、新しい空調機器に取替えるための購入設置費用の一部を補助します。

例年の申込期間 5月頃～12月上旬

詳しくはホームページをご覧ください。
<http://www.oela.or.jp/bouon/index.html>

独立行政法人 空港周辺整備機構

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号アークビル9階

【マスクケースの配布先】

媒体	配布先リスト	
	枚数	施設名
マスクケース	500	福岡市博多区 郵便局
	2,000	福岡市東区 理容室



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する小中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

当該年度における取組

■年度計画 ③地域への啓発活動 イ

<環境学習や見学の実施>

- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。
- ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。
- 環境学習や見学、小中学校等での出前講座については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、環境学習や見学の実施はなかった。

■年度計画 ③地域への啓発活動 ロ

<啓発活動の実施>

- 福岡空港で3年ぶりに開催された「空の日」イベント（9月11日、12日）に参加し、イベント来場者へ機構のパンフレット、マスクケース及びノベルティ配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。また、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、広報活動の充実を図った。
 - ・ マスクケースの配布
 - ・ 移転補償跡地への横断幕設置



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ④地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

引き続き、機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

当該年度における取組

④ 地域住民のニーズの把握

<質問・意見の募集>

- ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行っているほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載し、地域住民からのニーズの把握にも対応している。

【ホームページの「ご意見・お問い合わせ」】

HOME > ご意見・お問い合わせフォーム

ご意見・お問い合わせ

空港周辺整備機構に対するご質問、お問い合わせなどをお寄せください。
ご質問等は電話、FAX、お手紙でも受付けております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」でご入力ください。
※**必須**は、必ずご入力ください。

お問合せ区分 **必須** ☐ ご質問 ☐ お問い合わせ ☐ 苦情

お名前 **必須** 姓 名

フリガナ **必須** セイ メイ

ご住所 **必須**

年齢 **必須**

性別 **必須** ☒ 男性 ☐ 女性

E-mail **必須**

▼ご意見・お問い合わせ・苦情 **必須**



(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

① 研修員の受入れ

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成 31 年 4 月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも 1 名以上受け入れ、研修を行う。

【年度計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者派遣の研修員に対し研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。

当該年度における取組

① 研修員の受入れ

- 「独立行政法人改革等に関する基本的方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、平成 31 年 4 月から福岡空港運営権者より研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。

今年度は、4 月から地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について、11 月から補償課で移転補償事業について実務研修（OJT）を行った。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 ②業務の可視化パターン化の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。

【年度計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

当該年度における取組

② 業務の可視化パターン化の推進

<業務フローチャート等の作成>

○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、業務フローチャート及びリスク管理表を元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。

今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その結果、業務フローチャートは19のフローチャートを見直すとともに、リスク管理表は15のリスク項目について見直しを行った。また、内部監査で指摘された事項について、業務フローチャートの見直しを行った。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

〔業務フローチャート〕

フロー編	リスク番号	分類1	関連
編-1		分類2	契約業務に係るフロー 及び 業務概要(全体)
		業務名	総務課 総務・決算係 更新日 2021/10/21
業務概要			
①..... △ア【想定されるリスク】●..... 【原因】..... 【対応策】.....			
②..... ◇.....			

〔リスク管理表〕

独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表（総務・総経理）

令和●年●月●日

分類名	リスク項目	内容	リスクレベル				リスク発生時に想定される事態	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考
			影響度(A)	発生頻度(B)	脆弱性(C)	(D)=(B)×(C)	リスク評価点(A)×(D)				
労務	職員の不祥事	情報漏洩	5	1	3	4	20	...	...	...	



【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。



(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

当該年度における取組

特になし。